

審 査 基 準

法 令 名：道路交通法施行規則
根 拠 条 項：第1条の4第2項
処 分 の 概 要：車いすの確認
原権者（委任先）：警察署長
法 令 の 定 め：
審 査 基 準： 警察署長の確認が行われることとなる具体例は、 身体の障害により下肢が曲がらないため、それを支える器具を車いすに取り付ける必要が生じ、結果として長さの基準を超えてしまった場合 頸椎に障害があり、頭部を支えるための枕を車いすに取り付ける必要が生じ、結果として高さの基準を超えてしまった場合 一方の下肢は障害により動かすことができないが、他方の下肢は動かすことができる。その下肢を退化させないために、長さの基準を超える足漕ぎ式人力併用型の車いすを使用する場合 等である。
標 準 処 理 期 間： 5日以内で各都道府県警察の実情に応じた期間を定める。
申 請 先：
問 い 合 わ せ 先：
備 考：